



よくあるご質問 支給申請

Q：所定研修の受講証明書の再発行はできますか？

A：再発行は原則いたしませんので、申請まで大事に保管してください。

Q：就業（週20時間以上）開始して1回目（6か月）の申請のタイミングを教えてください。

A：例えば、R5年4月1日に就業（週20時間以上）開始の場合は、R5年9月30日を以て6か月が経過、申請はR5年10月1日から6か月以内に申請が出来ます。2回目(2年)は、R7年3月31日を以て2年が経過、申請はR7年4月1日から6か月以内に申請が出来ます。

Q：現在も就労中ですが、就労期間の終了日はいつの日付を記入するのか教えてください。

A：就労証明書の「5」の就労期間の終了日は、現在までとし事業所様に証明をいただいでください。

申請書2枚目の就業期間の終了日は、証明日と同日を記入してください。（有期雇用の場合、見込みで契約の最終日を記入しないでください。）

Q：6か月間継続して就業しましたが、現在は離職中です。その場合、申請はできませんか？

A：1回目（6か月間）の支給要件を満たした日の翌日から6か月以内であれば、申請は可能です。

Q：1回目（6か月）の申請をするのを忘れていました。2回目（2年）でまとめて申請できますか？

A：まとめての申請はできません。その都度申請をお願いします。ただし、1回目の申請を忘れても2回目の申請（15万円）は可能です。

Q：『就労証明書』の書式は、事業所任意の書式で提出できますか？

A：事業所任意の書式は、申請書類として不可となります。申請書類は、ホームページにある就業・定着奨励金所定の書式で提出をしてください。

Q：申請後、その申請が受理され受給できるのか確認したいのですが？

A：指定口座への振込は申請後2か月程度を予定していますが、申請書の受理後に申請された方には、郵便にて交付あるいは不交付の決定通知をいたします。